

《大田区産業プラザ 施設利用に関する重要確認事項》

以下をよくお読みいただき、各項目のチェックとご署名の上、原本の提出をお願いします。

□利用時間

・設営から撤去までを含んだ時間です（大・小展示ホールは、机・イス等の設置及び清掃の完了を含む）。

□付帯設備・特殊器具(以下「設備・備品」)の利用料金

・【設備・備品の利用単価】 × 【利用時間区分数】 × 【個数】 （水道光熱費・駐車料金などを除く）

《例》コンベンションホール で 机50脚を終日利用 → @100 × 3区分(午前・午後・夜間) × 50脚 = 15,000円

□予約センター受付時間

・①設備・備品の追加 ②利用時間の延長 ③利用料金の支払 → 8:30 ～ 18:30
・設備・備品の使用方法等のお問合せ → 8:30 ～ 19:00

※申請を行わずに延長利用したり、設備・備品を使用した場合は、以後の利用の承認をしないことがあります。
※施設・設備・備品の汚破損や紛失が発生した場合は必ずご連絡ください(19:00以降は防災センターへ)

□車両の利用

・『搬入出時間の分散』、『搬入出計画・駐車場利用予定表の提出』、『来場者に公共交通機関の利用を促す』等の配慮をお願いします。

□荷物の受取り

・利用者の荷物の預かりや宅配便等の受取りはできかねます(発送のみ可能な場合があります)。
会場へ荷物を配送する場合は、会場に受取者が常駐する日時に届くように手配し、配送伝票に「利用するホール・会議室の名称、催事名、主催者名、受取者の電話番号」を記載してください。

□危険・迷惑行為の禁止

以下の行為は禁止します。

- ・指定喫煙場所以外での喫煙（指定喫煙場所：1階屋外喫煙スペース、6階喫煙コーナー）
- ・火気及び危険物（発火・引火しやすいもの、騒音・振動・高熱・臭気・煤煙等を発するもの）の使用
- ・固形燃料やカセットコンロ等の使用
- ・付帯設備・備品の本来の目的以外の利用及び所定外の場所への移動
- ・その他大きな音を出すなど他人に迷惑となる行為

□楽器や音響機器等の使用制限

・大きな音や大きな振動が発生する催事はできません。
楽器使用には施設管理者の許可(条件付き)が必要です。施設利用の申請前に申し出てください。

□販売行為

- ・特定商取引法等の法律に違反する行為はできません。
- ・販売、販売に関わる契約・勧誘はできません(ただし、大・小展示ホール、AB会議室は除く)。

□遵守事項

・以上の他、すべての遵守事項について、必ず、利用案内、ウェブサイト、予約センターにてご確認ください。
遵守いただけない場合は、催事当日に中止していただくことがあります。

大田区産業プラザの利用にあたり、以上の事項に関して確認のうえ同意します。

主催者名: _____

確認者(署名): _____ 確認日: ____年 ____月 ____日

行事名: _____ 利用日: ____年 ____月 ____日